

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和7年1月18日（令和7年（行情）諮詢第1314号）

答申日：令和8年1月28日（令和7年度（行情）答申第870号）

事件名：行政文書ファイル「平成27年度 情報公開・個人情報保護法施行状況調査」につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書22」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年5月10日付け防官文第273号及び令和7年7月24日付け同第17435号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

（略）

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア及びイ （略）

ウ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年5月10日付け防官文第273号により、本件

対象文書のうち、文書1（かがみのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和7年7月24日付け同第17435号により、本件対象文書のうち、文書1（かがみを除く。）及び文書2ないし文書22について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別紙第2（略）のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年11月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断す

べき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書ファイル「作成・取得年度等：2016年度 府省名：防衛省本省 大分類：個人の権利義務 中分類：訴訟名称（小分類）：平成27年度 情報公開・個人情報保護法施行状況調査」につづられた文書の全ての開示を求めるものであることから、開示請求受付時点（平成31年3月11日）において当該行政文書ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

行政文書ファイル「作成・取得年度等：2016年度 府省名：防衛省本省 大分類：個人の権利義務 中分類：訴訟 名称（小分類）：平成27年度 情報公開・個人情報保護法施行状況調査」に綴られた文書の全て

2 本件対象文書

文書1 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第10839号。28.5.31）

文書2 行政機関情報公開法の施行状況調査について（依頼）（防官文第8168号。28.4.15）

文書3 行政機関情報公開法施行状況調査票（平成27年度分）の記載要領

文書4 施行状況調査について（回答）（北防総第2514号。28.4.21）

文書5 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（帶防総第517号。28.4.26）

文書6 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（東防総第2859号。28.4.28）

文書7 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（関防総総第5684号。28.4.28）

文書8 行政機関情報公開法の施行状況調査について（報告）（南防総総第4046号。28.4.26）

文書9 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（近防総総第3413号。28.4.28）

文書10 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（海防総第2185号。28.4.26）

文書11 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（中防総総第3482号。28.4.27）

文書12 メール RE：【依頼公文発簡】：【期限訂正のご連絡】RE：【期限の連絡】【依頼】【実施依頼：行公開法】（総務省行政管理局）平成27年度行政機関情報公開法施行状況調査について

文書13 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（九防総総第5105号。28.4.27）

文書14 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（熊防総第088号。28.4.27）

文書15 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（長防総第5032号。28.4.26）

- 文書16 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（沖防第2682号。28.4.28）
- 文書17 行政機関情報公開法施行状況調査・調査票 平成27年度（防衛省内局分）
- 文書18 行政機関情報公開法施行状況調査・調査票 （平成23年度～27年度分）
- 文書19 メール 行政管理局) H27行・公開法調査票の御確認 (RE : 【回答・防衛省本省】RE : 【実施依頼：行公開法】(総務省行政管理局) 平成27年度行政機関情報公開法施行状況調査について
- 文書20 メール (防衛省回答) RE : 行政管理局) H27行・公開法調査票の御確認 (RE : 【回答・防衛省本省】RE : 【実施依頼：行公開法】(総務省行政管理局) 平成27年度行政機関情報公開法施行状況調査について
- 文書21 情報公開に関する連絡会議の開催について（事務連絡。平成28年12月9日）
- 文書22 (案) 行政機関等情報公開法施行状況調査（平成27年度）<調査結果のポイント>